



飯野洋税理士事務所 SDGs宣言

宣言日 2024年4月9日

宣言者 所長 飯野 洋

当事務所は国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）に賛同し、持続可能な社会の実現に向け、以下の取り組みを実施していくことを宣言します。

当事務所の取り組み

人権・労働

職員一人一人の人権を尊重し、いきいきと働ける職場環境を整備します。

＜具体的な取り組み＞

- ・ライフスタイルに応じた勤務形態の導入
- ・年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
- ・産休・育休制度の整備
- ・社員の健康維持に関する取り組みの充実



公正な事業慣行

コンプライアンスや個人情報保護・管理を徹底することで、社会から信頼される事務所を目指します。

＜具体的な取り組み＞

- ・コンプライアンスに関する研修等の実施
- ・不正競争・取引の禁止に関する諸規程の整備
- ・個人情報保護に関する諸規程の整備
- ・コンプライアンス体制の整備



環境

再生可能エネルギーの利用や3Rの促進により、温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。

＜具体的な取り組み＞

- ・自家消費用の太陽光発電設備の設置
- ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)の促進
- ・LED照明等省エネに貢献する設備の導入
- ・クールビズ・ウォームビズ実施による省エネ推進



社会貢献・地域貢献

地元での情報力を活かして環境・社会と調和した事業発展を目指し、地域経済に貢献します。

＜具体的な取り組み＞

- ・環境配慮に関する職員教育の実施
- ・地域の防災活動、自然保護活動への貢献
- ・地元人材への雇用機会の提供



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

・SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
・17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本宣言書は足利銀行のサポートにより作成しています

